

施設の概要

処理施設の種類	破碎・溶融固化施設 (Aライン)	破碎・溶融固化施設 (Bライン)	破碎・溶融固化施設 (Cライン)
設置場所	千葉県八千代市上高野 1780 番地	同左	同左
設置年月日	平成 14 年 11 月 11 日 平成 18 年 5 月 29 日(木くず追加)	平成 14 年 11 月 11 日 平成 18 年 5 月 29 日(木くず追加) 平成 27 年 12 月 28 日(破碎機変更)	平成 27 年 4 月 28 日 令和 4 年 7 月 14 日(破碎機変更)
処理能力	4.2t/h * 21h = 89t/日	4.3t/h * 21h = 91t/日	4.16t/h*21h = 87.36t/日
廃棄物の種類	廃プラスチック類(自動車等破 砕物及び石綿含有産業廃棄物 を除く)、紙くず、木くず	同左	廃プラスチック類(自動車等破 砕物及び石綿含有産業廃棄物 を除く)、紙くず、木くず、繊 維くず
処理施設の処理 方法及び設備の 概要	■処理方法： 破碎、溶融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くずを原料とし、選別装置 により不適物を除去し破碎施 設により破碎する。 破碎した原料を、外部から加 熱せず摩擦熱により溶融固化 させ、固形燃料や製鋼用鎮静剤 を製造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置、大型原料をライン処理 可能な大きさにするための解 砕装置等を備えており、いづれ も工場建屋内に設置されてい る。	■処理方法： 破碎、溶融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くずを原料とし、前選別が 不要な原料を中心に破碎施設 にて破碎を行う。 破碎した原料を、外部から加 熱せず摩擦熱により溶融固化 させ、固形燃料や製鋼用鎮静剤 を製造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置を備えており、いづれも 工場建屋内に設置されている。	■処理方法： 破碎、溶融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くず、繊維くずを原料と し、前選別が不要な原料を中心 に破碎施設にて破碎を行う。破 砕した原料を、溶融固化させ、 固形燃料や製鋼用鎮静剤を製 造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置を備えており、いづれも 工場建屋内に設置されている。

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年9月6日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地

氏 名 株式会社エコ・マイニング

代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	平成18年5月29日	許可番号	第18-1-294号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 89t/日(4.2t/時×21時間) 木くず 89t/日(4.2t/時×21時間)		
許可の条件	1 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3 産業廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		

(続 く)

(許可証の続き)

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

平成27年 7 月17日 変更届 (稼働時間の変更)

平成30年 8 月 3 日 変更届 (代表者の変更)

令和 6 年 7 月29日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和6年9月6日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地

氏 名 株式会社エコ・マイニング

代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	平成27年12月28日	許可番号	第27-2-441号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種別 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種別 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 91t/日(4.3t/時×21時間) 木くず 91t/日(4.3t/時×21時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成18年5月29日 設置許可(許可番号:第18-1-295号)

平成30年8月3日 変更届(代表者の変更)

令和6年7月29日 変更届(代表者の変更)

(以下余白)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年9月6日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地

氏 名 株式会社エコ・マイニング

代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	令和4年7月14日	許可番号	第2022-1-519号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 87.36t/日(4.16t/時×21時間) 木くず 86.73t/日(4.13t/時×21時間)		
許可の条件	1 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設及び集じん機の維持管理を徹底することにより、周辺への飛散を防止すること。 2 産業廃棄物の中間処理は、午前7時から翌日午前4時までの21時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音を低減すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		

(続 く)

(許可証の続き)

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

令和 6 年 7 月 2 9 日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)